

## 前橋市支所及び出張所設置条例の改正について（議案第120号）

生活課

### 1 改正の理由

住民の利便に資するため、支所及び出張所の所管区域を見直す。

### 2 内容

城南支所の所管区域である下増田町を永明市民サービスセンターの所管区域とする。

### 3 施行期日

令和2年4月1日